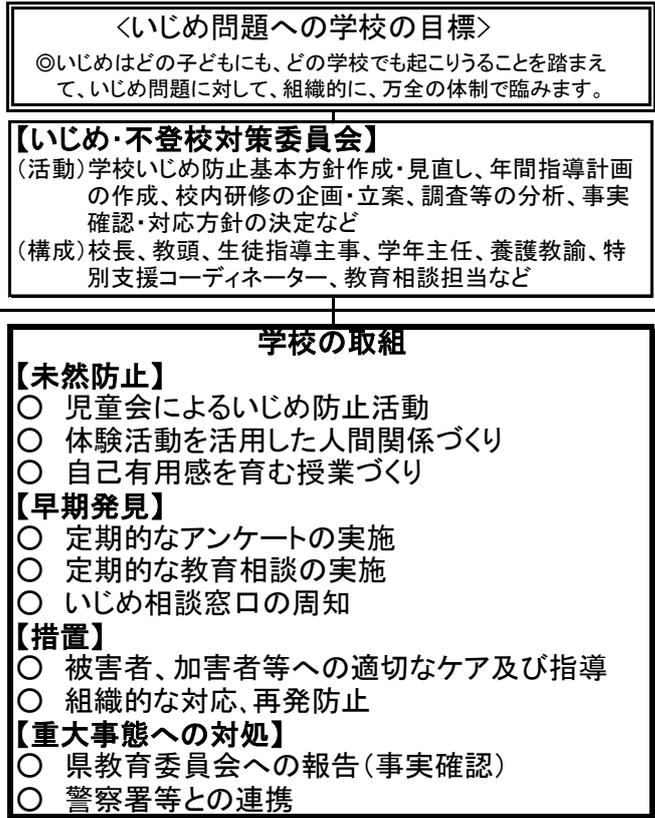


小林市立野尻小学校いじめ防止基本方針の概要



家庭との連携

- ・参観日、家庭訪問
- ・PTA総会、役員会
- ・アンケート調査

地域との連携

- ・学校運営協議会
- ・学校公開
- ・ホームページ掲載

市・県教育委員会との連携

- ・報告、連絡、相談
- ・指導主事の要請・派遣
- ・専門家委員会の活用

関係機関等との連携

- ・警察署
- ・児童相談所
- ・子育て支援課
(家庭児童相談室)
- ・医療
- ・臨床心理士やSSW

<いじめ防止年間指導計画>

	いじめ防止のための措置		いじめの早期発見の措置	その他
	児童生徒が主体となった活動	教職員が主体となった活動	対策委員会が主体となった活動	
4月		○PTA総会での説明 ○教職員の意識調査①	○年間の活動計画の検討	
5月				
6月		○教職員相互の授業研究会の実施		
7月	○委員会集会の実施	○人権週間(西諸人権の日)におけるいじめ防止の啓発や研修会		
8月		○保護者対象の研修会 ○外部講師による講演会の実施		○学校運営協議会
9月		○教職員の意識調査②		
10月	○運動会の企画 ○委員会集会の実施	○学校公開の実施	○学期の取組の総括・次学期に向けての確認①	
11月				
12月		○人権週間(西諸人権の日)におけるいじめ防止の啓発や研修会	○県一斉アンケート調査	
1月	○委員会集会の実施	○教職員の意識調査③		
2月	○委員会集会の実施			
3月			○年間の取組の総括・次年度に向けての確認	
通年	○ボランティア活動の推進 ○児童会相談箱の設置 ○縦割り清掃の実施	○わかる授業の展開	○児童の発するサインの作成と共有 ○職員会議での情報共有 ○過去のいじめ事例の蓄積	○警察署等との連携
月1回	○学級活動での話し合い活動の実施	○校内研修(にこにこ委員会)	○いじめ・不登校対策委員会の実施	○市教育委員会への報告
学期1回		○教育相談の設定 ○道徳教育や情報モラル教育の時間設定 ○学校通信によるいじめ防止活動の報告		